

令和5年度 前橋市第3子以降学校給食費無償化制度について

令和5年度から対象者等の要件を引き上げましたので必ずご確認ください。

◆無償化の対象となる保護者

次の①から④の全てを満たしていること。なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が年長者から数えて3番目以降の子の学校給食費になります。

- ①対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有し、かつ、同一世帯であること。
- ②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（H17.4.2以降に出生）を3人以上養育しており、かつ、第3子以降の児童生徒が小中学校等に在籍している保護者であること。
- ③養育する全ての児童生徒の学校給食費に未納がないこと。
- ④生活保護・就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていないこと。

◆第3子以降の考え方

△18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の最年長からカウントします。

パターン	第1子	第2子	第3子	第4子	助成対象となる児童生徒
①	20歳就労者①	高校生①	中学生①	小学生①	小学生①
②	大学生①	中学生①	小学生①	小学生②	小学生②
③	大学生①	高校生①	中学生①		助成対象者なし
④	高校生①	中学生①	小学生①	小学生②	小学生①・小学生②
⑤	中学生①	小学生①	未就学児①		助成対象者なし

◆手続きについて

- ①前橋市立の小中学校に在籍している場合は、徴収免除の扱いとしますので申請書の提出は不要です。
- ②前橋市立の小中学校に在籍している場合でも、学校給食の提供を一部又は全部受けていない場合は、提供を受けていない給食費相当額を助成金として交付しますので申請書をご提出ください。
- ③前橋市立以外の公立学校や私立学校等（給食を未実施の学校を含む）に在籍している児童生徒についても助成金を交付しますので、申請書をご提出ください。

※該当の児童生徒には申請書を郵送します。また、市のホームページにも様式を掲載しております。
該当と思われる場合で、申請書が届かない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※記入例を参考にしてご記入ください。

※申請書は世帯単位となりますので、同一世帯に該当となる児童生徒が複数いる場合でも1枚のみご提出ください。

※申請は毎年必要になります。本年度対象となっている方でも次年度対象となる方は改めて提出が必要です。

◆助成金額について

対象児童生徒の学校給食費相当額（前橋市立の小中学校の学校給食費を上限とします。）

- ①小学校及び義務教育学校の前期課程：48,000円
- ②中学校及び義務教育学校の後期課程：58,000円

※前橋市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を一部又は全部受けていない場合は提供を受けていない給食費相当額を助成金として交付します。

※提出期限後の申請については日割り計算になる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

～お問い合わせ先～

前橋市教育委員会事務局総務課 ☎ 027-898-5809